

生駒市病院事業計画の見直し時期について

生駒市病院事業の設置等に関する条例第4条第3項の規定により、令和6年度は計画の見直しする年度となります。

しかしながら、次の理由から、見直し作業を次年度、令和7年度で行いたいと考えています。

(1)「生駒市立病院の今後のあるべき姿」を取りまとめていること

令和6年度中に、全4回の市民、医療・介護従事者、市立病院職員及び市職員で構成されるワークショップで、「生駒市立病院の今後のあるべき姿」を取りまとめているところです。

なお、取りまとめた内容については、令和7年6月開催の「生駒市立病院開院10周年記念式典」で発表することを予定しています。

(2)生駒市立病院の増床整備を計画していること

令和6年度西和保健医療圏における病床整備計画の募集に対して、公立病院として、「救急医療」「周産期医療」「小児医療」「在宅医療の後方支援」に更に貢献するために、事前協議書を提出しました。

このことから、増床内容によって病院事業計画の方向性が影響を受けるため、改定作業はその結果を踏まえて検討することが適当であると考えています。

奈良県医療審議会への諮問・答申を経て、病床配分の承認が生駒市立病院としまして、20床の配分となりました。増床は、小児・周産期分として承認されています。

なお、配分の通知は令和6年12月20日付けで奈良県より発出されました。

(1)及び(2)の項目を盛り込むとともに、令和5年度に策定した「生駒市立病院経営強化プラン」を踏まえたうえで、計画を見直ししていきたいと考えています。

【ワークショップの概要】

ワークショップ1回目 取組への理解、状況の共有

■ 私たちを取り巻く環境の変化とは？(レクチャー)

・社会的背景 ・医療を取り巻く課題

■ 生駒市民病院のありたい姿・状況の共有(ワークショップ)

「生駒市民病院」のありたい姿の洗い出し・テーマにおける状況をKJ法などのフレームワークを用い、共有する

■ 目指す到達点

「生駒市民病院」のありたい姿が参加者間で共有ができ、各立場から見た状況が共有されて、情報量が一定になること

ワークショップ2回目 課題の洗い出し

■ 課題の洗い出し

心理的安全性高く、議論ができる環境で、テーマに沿ってありたい姿と現状のギャップに着目し、課題を洗い出す

■ 目指す到達点

現在の課題について洗い出し、要因分析し、第3回目に向け、解決策の議論ができる状態になること

ワークショップ3回目 解決策のディスカッション

■ 解決策のディスカッション

ロジックツリー等のフレームワークを用い、解決策を議論する

■ 目指す到達点

多様な参加者が様々な視点から解決策についてディスカッションし、提案をまとめる

まとめ会

参加市民および医療従事者がディスカッションについて導き出した解決策について提案としてまとめ、発表する
広く公開することで、取り組みを関係者以外にも周知する

本資料の無断転載を禁じます。(C)Copyright Work Life Balance Co.,Ltd. All Rights Reserved.

ワークショップの進め方

- ・ 第1回ワークショップでは、全員の情報量をできるだけ一定にするために、社会背景や組織が変革する必要性についてレクチャーを行いました。
- ・ ワークショップはKJ法等を用い、コーチング資格を有するコンサルタントがファシリテーションを行いました。
- ・ できるだけステークホルダー(利害関係者)を巻き込むために、まとめ会は、ワークショップ参加者以外の病院関係者及び市民もZoom等で見ただけのようにします。



本資料の無断転載を禁じます。(C)Copyright Work Life Balance Co.,Ltd. All Rights Reserved.

【前回見直し】

○令和3年9月3日開催第26回生駒市病院事業推進委員会

「コロナ感染症が急拡大して、医療を非常にひっ迫させている状況下で、計画を見直しづらいところがある。見直しして次はこうしようと思っても、コロナの感染状況がさらに悪くなれば、見直しできないという形になる。それであれば、感染状況をみながら、あるいは、国の方針とかを見て、医療の提供の状況をみて考えていかないといけない。今すぐ早急にこれを見直すというのは、難しいのではとのことから、ご意見を温めていただいて、別の機会に出していただいて、見直していきたい。」とのことから、見直しを見送ることの了承を得ました。

【病院事業計画を見直しすることの根拠条文】

○生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月25日条例第23号）抜粋
（病院事業計画）

第4条 市長は、適正かつ健全な病院事業の運営を図るため、次に掲げる事項を定めた病院事業計画(以下「病院事業計画」という。)を策定しなければならない。

- (1) 病院事業の基本方針に関すること。
- (2) 診療科目、各診療科目の病床数及び診療方針に関すること。
- (3) 人員体制及び医療従事者の確保の方法に関すること。
- (4) 救急に対する取組に関すること。
- (5) 医療における安全管理に対する取組に関すること。
- (6) 地域医療の支援に対する取組に関すること。
- (7) 病院事業の運営に関する情報の開示及び広報に関すること。
- (8) 病院の施設及び附属設備の整備及び改善に関すること。
- (9) 今後10年間における病院事業の収支の見通しに関すること。
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 病院事業計画は、第18条第1号に係る委員会の答申を尊重したものでなければならない。

3 市長は、継続的に病院事業が改善されるよう、少なくとも3年ごとに病院事業計画を見直さなければならない。